

当案内および過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年1月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0131第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)が改正され、令和7年2月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製				
	ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製	2700	病理(130)	*

[注] 下線部が追加されました。

* : (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助

イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助

ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助

エ 子宮体癌におけるPARP阻害剤の適応判定の補助

(2)～(4) (略)

※ [50108] ミスマッチ修復タンパク《IHC法》に対して上記の適応判定補助が追加されました。

